

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（水源地域整備事業）					
地区名	北設楽郡豊根村上黒川他					
事業箇所	北設楽郡豊根村上黒川他					
事業のあらまし	水資源の確保上重要な地域において、水源涵養機能を高度に発揮させるため、荒廃溪流の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施する。					
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工23個を設置するとともに森林整備を実施し、荒廃溪流及び荒廃森林の保全を図り、該当地区の森林の水源涵養機能が高度に発揮される状態にする。					
事業費	事業費	内訳				
	470百万円	■工事費 453百万円、■用補費 2百万円、■その他 15百万円				
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成26年度	完成予定年度	平成30年度
事業内容	谷止工23個を設置するとともに森林整備を実施する。					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、溪流の荒廃の進行及び森林の手入不足により、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。				
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。				
②事業の実効性	1) 事業計画	平成26年度から年度別計画に基づき、委託・工事を470百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度から平成30年度までで、総事業費は470百万円の予定である。				
	2) 地元の合意形成	合意済み				
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。			
		【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。				
III 対応方針						
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
■対象（事業完了後5年目） □対象外						
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】						
【主な評価内容】						